

## 幸手市公衆無線LAN利用規約

### (目的)

第1条 本規約は、幸手市(以下「市」という。)が市民等の利便性の向上及び災害時の活用を図ることを目的として提供する公衆無線LANによるインターネット接続サービス(以下「本サービス」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

### (利用者)

第2条 市は、本規約に同意した者(以下「利用者」という。)に対して、本サービスを提供するものとする。

### (本サービスの内容)

第3条 本サービスの内容は、市が設置した公衆無線LAN用アクセスポイントを利用してインターネットに接続することができるものとする。

### (利用場所及び利用時間)

第4条 本サービスを利用することができる場所及び時間は、別表に定めるとおりとする。ただし、市が必要と認めたときは、利用者に事前に通知することなく、利用場所及び利用時間を変更することができる。

### (利用料)

第5条 本サービスの利用料は、無料とする。

### (利用条件)

第6条 本サービスを利用するために必要な通信機器(Wi-Fi機能を有するパソコン、スマートフォン等のことをいう。以下同じ。)は、利用者が準備するものとする。

2 市は、利用者が利用する通信機器及びその付属機器等に供給する電源を提供しないものとする。

3 本サービスを利用するための通信機器の設定及び操作は利用者が行うものとする。

4 利用者は、本サービスの利用に際し、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」その他関係法令を遵守しなければならない。

5 利用者は、自己の責任において、セキュリティの確保に努めるものとする。

6 本サービスの利用者は、他者の迷惑とならないよう配慮して利用するものとする。

### (利用の停止)

第7条 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に通知することなく、当該利用者の本サービスの利用を停止することができるものとする。

(1) 本規約に違反した場合

(2) 前号に掲げるもののほか、利用者として不適切であると市が判断した場合

(利用履歴の取得及び利用目的)

第8条 市は、次に掲げる目的のため、本サービスの利用時間、利用アクセスポイント、利用通信機器の個体識別番号(MACアドレス)の情報を、利用履歴として取得することができるものとする。

(1) 本サービスの利用状況を調査する場合

(2) 本サービスの内容の見直し又は改善等を図るために、統計データとして利用する場合

(著作権等)

第9条 本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権(著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他これらに類するものを含む。)は、市又はそれぞれの権利の権利者に帰属するものとする。

(禁止事項)

第10条 利用者は、本サービスの利用において次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 市若しくは第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他一切の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為

(2) 前号に掲げる行為のほか、他者若しくは市に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれのある行為

(3) 誹謗中傷、名誉棄損、侮辱、その他他者に不快感を与える行為

(4) 公序良俗に反する行為、若しくは反するおそれのある行為又は公序良俗に反する情報を提供する行為

(5) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結び付く行為、若しくは犯罪的行為に結び付くおそれのある行為

(6) 性風俗、宗教、政治に関する活動につながる行為

(7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じ、若しくは本サービスに関連して使用する行為又は提供する行為

(8) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定若しくは不特定多数に大量のメールを送信する行為

(9) ファイル共有ソフト等を使用し、大量のデータを送受信する行為

(10) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為又は市が不適切と判断した行為

(11) 利用者が本規約に違反したことにより市が損害を被った場合は、その損害を利用者が賠償する責任を負うものとする。

(サービスの中止)

第11条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に通知することなく本サービスを中止することができる。

- (1) 本サービスに関するシステムの保守又は工事を行う場合
- (2) 暴動、騒乱、火災、停電、地震等の天災、その他の非常事態により、本サービスの運用が通常どおりできなくなった場合
- (3) 本サービスのシステムに係る設備の障害、ネットワークの障害、その他やむを得ない事由がある場合
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市が本サービスの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

(免責事項)

第12条 市は、本サービスの内容及び利用者が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 本サービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止(第7条による利用の停止及び第11条によるサービスの中止を含む。)に伴う損害、本サービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者の通信機器等のコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他本サービスに関連して発生した利用者及び第三者の損害について、市は、一切責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

4 本サービスへの接続に係る利用者の通信機器の設定等の理由により、本サービスを利用できない場合があっても、市は、一切責任を負わないものとする。

5 利用者が本サービスを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、市は、一切責任を負わないものとする。

6 市は、本サービスの仕様に関する問合せには一切対応しないものとする。

(利用規約の変更)

第13条 市は、利用者の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとする。

附則

この利用規約は令和5年3月1日から施行する。

別表(第4条関係)

番号	施設名	所在地	利用可能時間
1	幸手市役所本庁舎	幸手市東 4-6-8	開庁時間内
2	幸手市役所第二庁舎	幸手市東 4-6-8	開庁時間内
3	幸手市保健福祉総合センター (ウェルス幸手)	幸手市大字天神島 1030-1	開庁時間内
4	中央公民館	幸手市緑台 2-1-7	開館時間内
5	東公民館	幸手市大字下宇和田 58-6	開館時間内
6	西公民館	幸手市大字千塚 117	開館時間内
7	南公民館	幸手市大字上高野 1194	開館時間内
8	北公民館	幸手市大字内国府間 867	開館時間内
9	幸手市民文化体育館 (アスカル幸手)	幸手市大字平須賀 2380-1	開館時間内

注1 電波の伝搬状況により、別表に掲げる利用場所であっても、利用できない場合があります。

注2 大規模災害時には、認証の不要な「00000JAPAN」に切り替えることがあります。